

水産業制度資金



県が利子を一部負担すること等により、有利な金利でお借りいただける資金のご紹介です

どんな場合に借りることができますか？

- 沿岸漁業者が経営等改善を目的として、レーダー、GPSや漁ろう機器などを購入する場合や、漁船の機関換装をする場合
- 漁業者等が経営の近代化を目的として、漁船、漁具、種苗などを購入する場合や漁業施設の導入を図る場合 など

どんな種類の資金がありますか？

制度資金には、お求めの用途や金額に応じて、さまざまな制度が用意されています。制度により、年齢や利用できる機器などに制限や条件があります。詳しくは、お気軽におたずねください。

- 沿岸漁業改善資金（経営等改善資金、生活改善資金、青年漁業者等養成確保資金）
- 漁業近代化資金 など

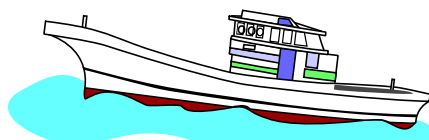
主な制度概要

	金利	保証人・保証料	貸付額	貸付限度額
沿岸漁業改善資金	無利子	保証人が必要 500万円以下は1人 500万円超えは2人	事業費の全額	2,800万円 (貸付対象ごとに個別に限度額あり)
漁業近代化資金	低金利 詳細は漁業近代化資金の貸付利率の欄をご確認ください。	保証料が必要 (0.39%)	事業費の80%以内	3億6,000万円 (借受者によって異なる)

インターネットから最新情報をご覧になれます

静岡県 水産業融資制度

検索



沿岸漁業改善資金について

貸付対象にはどのようなものがありますか？（代表例）

貸付の内容	貸付限度額		償還期間 (うち据置期間)
●漁船機器 ●レーダー ●GPS受信機・プロッター ●カラー魚群探知機 ●エンジン など	1台 // // //	180万円 130万円 150万円 2,400万円	7年 (1年以内)
●生活改善 ●居室、炊事施設等の改造費用	//	80万円	5年
●漁業経営開始資金 ●漁船、機器、施設、漁具等	1人 1団体	2,000万円	10年 (3年以内)

- ・一個人の沿岸漁業改善資金の貸付金の合計額の限度は2,800万円以内です。
- ・過去に沿岸漁業改善資金を利用された方でも、再度、貸付対象者となることができます。

申請はいつ受け付けられていますか？

○申請は随時受け付けています。

※詳しくは下記お問い合わせ先まで御連絡ください。

お問い合わせ先

【沿岸漁業改善資金】

所在地	電話	担当地区
水産・海洋技術研究所 本所 焼津市鯛ヶ島136-24	054-627-1816	静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、焼津市、藤枝市、御殿場市、裾野市、伊豆市（旧土肥町除く）、御前崎市、牧之原市、伊豆の国市、田方郡、駿東郡、榛原郡
水産・海洋技術研究所 伊豆分場 下田市白浜251-1	0558-22-0835	下田市、熱海市、伊東市、伊豆市（旧土肥町）、賀茂郡
水産・海洋技術研究所 浜名湖分場 浜松市西区舞阪町弁天島 5005-3	053-592-0139	浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、菊川市、森町

【漁業近代化資金】

東日本信用漁業協同組合連合会静岡支店 ※連絡は最寄りの営業店等にお問い合わせください。

【制度全般】

静岡県経済産業部水産・海洋局水産振興課水産金融班

電話番号 054-221-2345